

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

名前 (男・女)
生年月日 平成・令和 年 月 日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
伝染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種伝染病 () [治癒]

第2種伝染病 インフルエンザ (A型・B型) [発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過]

- 麻疹 [解熱後3日経過] 水痘 [すべての発疹痂皮化]
 風疹 [発疹消失] 百日咳 [特有の咳消失]
 流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹消失]
 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
 結核 [伝染のおそれなし]

第3種伝染病 [伝染のおそれなし]

- 腸管出血性大腸菌感染症 (*) 流行性角結膜炎
 急性出血性結膜炎 コレラ
 細菌性赤痢 腸チフス
 パラチフス

(*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の伝染病 [①～④は代表例]

- ①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)
 ②マイコプラズマ感染症・異型肺炎
 ③感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
 ④急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
 ()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「伝染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹
よだれを伴う口内痛・口内炎 がんこな咳 唾液腺の肥大
発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

()

その他の意見

令和 年 月 日

医療機関名 :

診断医師 (診察した医師に限る) :